

保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う 保育所等への登園自粛要請について

日頃から、本市の保育行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2020年（令和2年）4月7日に発令された緊急事態宣言を受け、同日、神奈川県知事から具体的な緊急事態措置が示されました。この措置において、県民に外出の自粛が要請される一方、日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意した上で、事業の継続が要請されたところです。このため本市の保育所等については、引き続き登園自粛等の要請を行う中で、保育を実施することとします。

しかしながら、緊急事態措置として外出の自粛が要請されていること、また感染拡大の防止には、人と人との接触機会を現状から8割程度削減すべきとの見解が示されていることを踏まえ、緊急事態措置期間中の保育については、これまで以上に登園自粛等を強く要請いたします。

つきましては、具体的な取扱いを次のとおりお示しするとともに、保護者の皆様におかれましては、保育所等での感染を防止し、流行の拡大を食い止めるため、是非ともこの趣旨をご理解いただき、登園自粛等にご協力くださいますようお願いいたします。

### 1 登園自粛等の要請期間について

現在も登園自粛等の要請期間中となりますが、あらためて次の期間について、本通知に基づく登園自粛等を要請します。

2020年（令和2年）4月13日から2020年（令和2年）5月6日まで

### 2 本登園自粛等要請期間中の保育の対象者について

原則として、保護者が次の（1）、（2）の要件に該当する場合に、保育を行うこととします。

#### （1）保護者の職業要件

- ア 医師、看護師、保健師等、病院や診療所等に勤務する医療関係従事者
- イ 消防、警察、電気・ガス・水道・交通機関等の社会インフラを支える職の従事者
- ウ 高齢者施設、障がい者施設、保育所等の福祉施設の従事者
- エ 食料品、医薬品の販売・運送等、国民の生活に密接に関わる業務の従事者

#### （2）その他の適用要件

- ア 児童の両親がともに上記職業要件に該当すること。
- イ ひとり親家庭の親が上記職業要件に該当すること。

(裏面に続く)

ウ 児童の一方の親が上記職業要件に該当し、もう一方の親が疾病等により、家庭での保育が困難な状況にあること。

※いずれの場合も、保護者の休暇取得が困難であること、また保護者以外の家族による家庭保育が困難であることを前提とします。

※年度限定保育，休日保育，及び非定型的一時預かりの利用においても，同様の取扱いとします。

### 3 保育料・給食食材料費の取扱いについて

#### (1) 保育料

2020年（令和2年）4月3日付けで発出した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育園登園自粛等に関するお願い（期間延長）」に記載の保育料減免の規定と同様，日割計算による減免を行います。

なお，市外在住の方については，お住いの市町村へご確認ください。

#### (2) 給食食材料費

これまで食材の購入計画の関係から減免は行わないこととしてきましたが，登園自粛要請が長期化している状況を踏まえ，現在今後の取扱いを調整しています。対応が決まり次第，あらためて取扱いをお知らせします。

### 4 その他留意事項

本登園自粛等要請期間中の保育においては，各施設の保育士の配置状況等により，通常時と取扱いが異なる場合があります。各施設から事前に説明を行いますので，ご承知おきください。

以上

問い合わせ  
藤沢市 子ども青少年部 保育課  
電話 50-3526（直通）